施設設備使用申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　両面コピーをしてください。

令和　　年　　月　　日

独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部

福島職業能力開発促進センター所長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

所　在　地

事業所等名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

貴施設の施設設備を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用目的 |  | | | | | | | |
| 職業能力開発促進法第２４条[[1]](#footnote-1)による認定の有・無 | | | | | | 有　・　無 | | |
| 使用内容 | 使　用　場　所 | | | 年月日（曜日） | | | 時　　　間 | |
|  | | | (　) | | | :　～　: | |
|  | | | (　) | | | :　～　: | |
|  | | | (　) | | | :　～　: | |
|  | | | (　) | | | :　～　: | |
|  | | | (　) | | | :　～　: | |
| 使用時の  会場責任者 | 住所 |  | | | | | 人員 | 人 |
| 氏名 |  | 職名 | |  | | 駐車台数 | 台 |
| 使用を希望  する機械等の  名称及び数量 |  | | | | | | | |
| 使用場所に特別の設備をし、又は変更を加える場合、その内容 |  | | | | | | | |
| 備　　考 |  | | | | | | | |

**\*個人情報の取扱いについて**

　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５９号）を遵守し、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護いたします。

　当機構では、必要な個人情報を利用目的の範囲内で利用させていただきます。ご提供いただいた個人情報は、施設設備等貸与に関する事務処理のみに利用させていただきます。

**\*使用上の注意事項を必ず確認後、申請してください。**

**※使用上の注意事項**

①　使用に際しては、施設担当者の指示に従うようお願いします。

②　施設設備を、使用目的以外の用途に使用しないで下さい。

③　使用を承諾された施設設備を転貸しないで下さい。

④　使用終了後は、清掃、後片付けを行い原状に回復して下さい。

⑤　施設設備への搬入物品は、使用後速やかに撤去して下さい。

⑥　施設設備の使用に当たっては、承認を得ないで火気を使用しないこととし、特に安全面には十分注意して下さい。なお、使用中の一切の事故については、当施設では責任を負いませんのであらかじめご承知下さい。

⑦　当施設で指定する一部の機器については、当施設で用意している安全点検表（「作業開始前〈重点〉点検表」）を使って使用者自身による安全点検をお願いしています。点検後は、安全点検表を訓練課・受講者第二係職員まで提出の上使用して下さい。なお、万一、異常が認められた場合は、申し訳ございませんが、その機器の使用を中止させていただきます。

⑧　当施設の施設設備を毀損し又は焼失したときはその損害を賠償していただきます。ただし、やむを得ない理由があると施設長が認めたときは、減額し又は免除することがあります。

⑨　平日の使用中に突発的事態が発生した場合は、速やかに訓練課・受講者第二係職員（内線２３０６）まで連絡して下さい。

⑩　施設利用当日については、施設利用責任者が利用者全員に施設使用上の

　注意を周知頂くようお願いいたします。また、施設利用に関する問い合わせは施設利用責任者が取りまとめ、訓練課・受講者第二係職員にお問い合

わせください。

⑪　土日祝祭日利用の際、緊急事態が発生いたしましたら、警備員までご連絡ください。警備員は常駐しております。

**※駐車場使用上の注意事項**

①　当センター駐車場での盗難・事故その他のトラブルにつきましては、一切責任を負いません。ご了承ください。

②　騒音など近隣の方の迷惑になる行為はおやめください。

③　一般駐車場に駐車してください。なお駐車台数に制限がありますので、駐車できないこともあり得ることをご了承ください。

④　指定されている駐車場には駐車しないでください。

**※**駐車場場所については、施設設備使用承諾通知書を送付する際、「ポリテクセンター福島案内図」を同封いたしますので確認してください。

**※**その他不明な点については、訓練課・受講者第二係職員までお尋ね下さい。

1. 職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第２４条による認定とは、都道府県知事により、能開法第１９条第１項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認定を受けた職業訓練のことである。 [↑](#footnote-ref-1)